

# アグリ特区保証融資制度

国家戦略特区の指定により、商工業とともに養父市内で農業を営むための事業資金に対して兵庫県信用保証協会の保証を受けられることとなりました。

例えば、このような事業をお考えの皆さまに

## 大豆加工を営む農家様



### 資金使途例

商工業

大豆加工設備等購入費

農業

大豆生産にかかる  
種苗代、肥料代

## 果樹栽培を営む建設業者様



### 資金使途例

商工業

建設業に係る設備購入費

農業

果樹栽培にかかる  
植栽費、果樹棚設置費

## 農産物直売所を営む畑作農家様



### 資金使途例

商工業

直売所の建築費

農業

販売農産物の  
生産にかかる人件費

## 野菜栽培を営む飲食サービス・食品加工業者様



### 資金使途例

商工業

生産物の調理、  
提供にかかる人件費

農業

野菜栽培にかかる  
温室建設費

## 3つのポイント

1

### 農業資金でも信用保証協会の保証を受けられます！

商工業とともに養父市内で営む農業の実施に必要な事業資金について、兵庫県信用保証協会の信用保証を受けることができます。

2

### 信用保証料の補助と利子補給が受けられます！

信用保証料補助：支払った保証料の全額を養父市が補助します。(上限 20 万円)

※3,000 万円を超える融資は対象外。

利子補給：年率 0.8% 3 年間交付します。

3

### 固定・低金利で借入できます！

融資期間 10 年以内の場合、貸付利率 1.60%(固定)

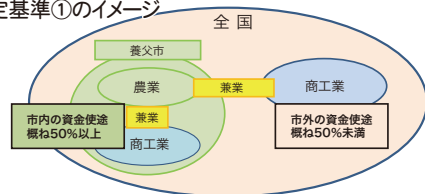
融資期間 10 年超の場合、貸付利率 1.85%(固定)

対象者	商工業とともに養父市内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人
資金使途	商工業とともに養父市内において営む農業の実施に必要な事業資金(運転資金・設備資金) (商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む) ※資金使途において別途融資対象者の認定基準を設けていますのでご留意下さい。(詳細は下記参照)
融資限度額	8,000万円以内
融資期間	①運転資金10年以内(うち据置2年以内) ②設備資金15年以内(うち据置2年以内)
融資利率 (固定)	融資期間 10年以内 年1.60% 融資期間 10年超 年1.85%
信用保証	兵庫県信用保証協会の信用保証付き
保証料率	借入金額に対し0.8%
返済方法	一括返済(期間2年以内)又は分割返済
担保及び保証人	①担保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。 ②保証人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しない。
保証料補助	支払った保証料の全額を補助(上限20万円) ※3,000万円を超える融資は対象外
利子補給	年率0.8% 3年間交付

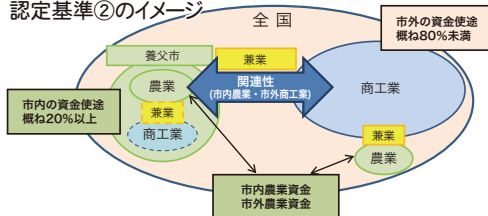
◆融資対象者の認定基準(資金使途)

- ① 事業計画における市内の事業資金が総事業資金の概ね50%以上
- ② 上記に限らず、事業計画における市外の商工業の資金使途が市内の農業に関連している場合は、市内の事業資金が総事業資金の概ね20%以上、かつ市内の農業に係る事業資金が市外の農業に係る事業資金より大きいこと。  
(※関連=市内の生産物を市外で加工・流通・販売すること)
- ③ その他、市長が特に認めたもの

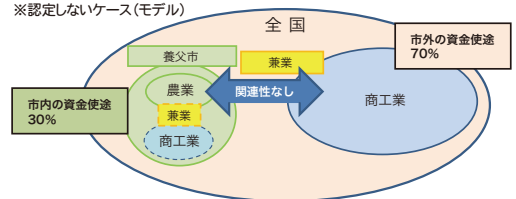
認定基準①のイメージ



認定基準②のイメージ



※認定しないケース(モデル)



申し込みの流れ

